

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、
當たると翌日)

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字殿宇一ノ奥二一一の一(次の図に示す部分に限る)、

二一の五

二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示

◇告示解除予定の保安林(二件)

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積
の限度

鳥獣保護区の設定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定

鳥取県告示第千九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律
第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県告示第千九十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月一日

鳥取県知事 平林鴻三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字侯野字小ムクロ一五〇、字空山一五一、字下貝谷

一五五、一五七、字足谷上ミ平六三九、字寺谷平ラ六五二、字林口八二八の一、字岩谷下モ平九三一の三五から九三一の三七まで、字カンド平一〇六二、字掛橋山二〇一三の一六、字滝ヶ谷山二〇一七の九、二〇一七の一〇(以上十四筆について、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

口山一一七五の三八、一一七五の三九、一一七五の四一
2 保安林として指定された目的

3 水源のかん養

3 解除の理由
送電施設用地とするため

3 水源のかん養
解除予定に係る保安林の所在場所

- 二 1 解除予定に係る保安林の所在場所
二 2 送電施設用地とするため
二 3 解除の理由

東伯郡三朝町大字大谷字帝釈寺一一二八の一七、大字下畠字下大杉

七〇三の一、大字加谷字向フ小保木ハ一六の一、八二三、大字柿谷字池ノ谷平三二九の一八(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、大字田代字高丸七〇〇の三五、七〇〇の三七、七〇〇の三九、

- 四 1 解除予定に係る保安林の所在場所
四 2 送電施設用地とするため
四 3 解除の理由

大字穴鶴字大谷一三九八の九七、一三九八の九八、字水原一三七五の一四から一三七五の一六まで、字猿返一三七四の三六、字仲畑一三七二の七一、字大平ル一三六九の四八、字余川谷一二九六の一二三から一二九六の一二九まで、大字加谷字向フ小保木ハ一六の一七、八一六の二一、八二二の二、大字福吉字足谷本谷三一八の七、三一八の八、三二四の二、字本谷三四五の九、字大屋居谷三五五の四、三五五

- 五 1 解除予定に係る保安林の所在場所
五 2 送電施設用地とするため
五 3 解除の理由

氣高郡鹿野町大字河内字坂ノ谷平二九五七の二、二九六五の六、字神津谷二三一大の六、字火打岩谷口二一一八の二、字清水板山二〇二の八

の大字柿谷字池ノ谷平三三五の二〇、字戒谷二五一の二二、字黄谷八七の四、九一の三、字狼谷六〇二の四、字坊主六〇六の一ニ、六二二の二一、一四八九の三、一四九〇の六、大字西小鹿字伊蛇原六五の九、字河代三七の二、大字神倉字那倉一一七九の七、一一七九の八、字後

- 一 1 解除予定に係る保安林の所在場所
一 2 送電施設用地とするため
一 3 解除の理由

鳥取市松上字乘瀬谷一二七五の四四(次の図に示す部分に限る。)、一二七五の四六、河内字丹坊一四八一の三、一四九〇の四、字椎木谷

上平一四九五の二、楓原字畠ノ谷一〇一七の二、字キワ谷一〇一一の
三

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

六 1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市尾崎字奥谷三二六の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場、三朝町役場、又は鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和五十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類		同一の単位とされる保安林の所在場所	
市郡名	市町村名	大字名	字名
八頭	河原・郡	一、九五五	ヘクタール
若桜	全町村を除く郡	九・二二	
八東	八東	九・五二	
智頭	智頭	八・二二	
船岡	船岡	○・八二	
佐治	佐治	○・二二	
船瀬	船瀬	○・三八	
船殿	船殿	○・四六	
明見谷東平	明見谷東平	○・八二	
臺才谷山	臺才谷山	一・六〇	
池ノ内下平	池ノ内下平	一・六〇	
喜才谷山	喜才谷山	○・八二	
赤波	赤波	平池ノ内下	
明見谷東	明見谷東	平池ノ内下	
鳥取地区	鳥取地区	八二三・六五	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
八頭地区	八頭地区	一・七六	単位区域
若桜	若桜	六・七六	
智頭	智頭	九・三一	
船岡	船岡	九・三三	
佐治	佐治	一・七六	
船瀬	船瀬	○・二二	
船殿	船殿	六・七六	
臺才谷山	臺才谷山	九・三三	
喜才谷山	喜才谷山	一・七六	
赤波	赤波	○・二二	
明見谷東	明見谷東	六・七六	
平池ノ内下	平池ノ内下	九・三一	
鳥取地区	鳥取地区	一・七六	
八頭	八頭	九・三三	
若桜	若桜	一・七六	
智頭	智頭	九・三一	
船岡	船岡	一・七六	
佐治	佐治	一・七六	
船瀬	船瀬	一・七六	
船殿	船殿	一・七六	
臺才谷山	臺才谷山	一・七六	
喜才谷山	喜才谷山	一・七六	
赤波	赤波	一・七六	
明見谷東	明見谷東	一・七六	
平池ノ内下	平池ノ内下	一・七六	
鳥取地区	鳥取地区	一・七六	

土砂流出防備保安林	水源かん養保安林	干害防備保安林
西 日 西 米 東 倉 東 倉 倉 鳥 岩	伯 野 伯 伯 吉 伯 吉 吉 高 美	野 伯 金 朝 郡 鹿 青
大 中 府 溝 口 東 大 東 東 関 三 東 三 鹿 岩 青	山 山 山 伯 伯 栄 郡 伯 金 朝 郡 鹿 野 美 谷	江 伯 金 朝 郡 鹿 野 美 谷
杉 金 樋 大 宮 大 栗 志 東 関 倉 水 高 長	地 屋 下 谷 內 原 尾 津 伯 金 朝 郡 吉 谷 路 谷	志 伯 金 朝 郡 吉 谷 路 谷
五〇・六四 五七・五二九	一・一五 〇・〇八 〇・一八 〇・三八	一、三三七 〇・五二 一三・八四 〇・九一
大 中 山 山 米子地区	杉 金 樋 大 宮 大 栗 志 東 関 倉 水 高 長 鹿 青	水 谷 谷 路 谷 谷 谷 路 谷

土砂流出防備保安林	水源かん養保安林	干害防備保安林
日 野	西 伯	日 野
日 日 南 日 野	西 伯	江 溝 岸 会
南 野 日	法 勝 寺	大 山 口 本
伐 株	赤 松	一 宮 大 字 内 ほ か
大 谷 奥	孝 靈 山 門	門 野
一、一〇一三	〇・一〇	三・七七
三・一四	〇・四	〇・一〇
日 南	日 野	江 府 溝 口
日 野	法 勝 寺	宮 内 廉
孝 靈 山	門 野	岸 本
大 谷 奥	日 野 地 区	西 伯
一	一	三
三	三	二
一	一	一

鳥取県告示第十九十六号

鳥獣保護及狩獵二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩獵二閑スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月一日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	昭和五十五年十月三十一日まで	四六〇ヘクタール
鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	昭和五十五年十二月二十日から昭和五十五年十二月三十日まで	四六〇ヘクタール
鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	昭和五十五年四月一日	四六〇ヘクタール
鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	鳥取市丸山地内の国道九号と市道東町丸山線との交差点を起点とし、同点から同国道を北東に進み市道湯所村五号線に至り、同市道を北東に進み同市道の終点に至り、同点と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み同堤防に至り、同堤防を北東に進み同堤防に至る東端に至り、同点から山林と耕地との境界を東方に進み、同市円護寺地内の円相院参道と市道円護寺二十一号線との交差点に至り、同点から同市道を南西に進み、市道円護寺十八号線に至り、同市道を東方に進み、市道円護寺九号線に至り、同市道を東方に進み十神林道の起点に至り、同点から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み国有林石標三九四号に至り、同石標から国有林と民有林との境界を東方及び南方に進み国有林石標四五四号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み市道栗谷堀	昭和五十五年十一月一日	四六〇ヘクタール

鳥取県告示第千九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第四項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第一百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めめたので、同条第四項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月一日
昭和五十五年十二月一日
昭和五十五年十二月三十日まで

1392

加入区	漁業の区分
浦富加入区	漁業災害補償法第一百四条第二号に換げる漁業